

設備設計事務所登録制度

一般社団法人日本設備設計事務所協会
登録委員会

1. 設備設計事務所登録制度は

技術者及び企業倫理に基づく、一定の知識と技能を有し、責任を取る覚悟がある会員事務所を認定し、登録し、それが社会に認知されるように公表する制度です。

もって、実務団体としての自律的監督体制を構築し、あわせて地区協会の社会的地位の向上に寄与するものです。

当会では、平成24年7月より、登録申請の受付を開始しました。

2. 登録制度の柱になっているものと着地点

(1) 本制度は

「一定の基準を満たす設備設計事務所を公にする」としています。

これは決して建築設備士以外の設備技術者が設備設計等を行っていることを否定したり、賠償責任保険への加入を強制するものではありません。

しかし、日本設備設計事務所協会としては、全国の会員事務所が地域社会の評価を得られるよう、必要な制度やサービスを推進する責務もあります。

本制度は会員の要望に応え、一級建築士事務所と肩を並べられる会員事務所を認定し、登録し、公表することとしたものです。

(2) 国土交通省住宅局は

「実務団体の自律的監督体制の構築と強化」を求めています。

自律的監督体制とは、特に業務独占の権限を有する建築士の関係団体に

「さまざまな社会問題を起こす前に、実務者の管理・監督体制の構築と強化を求めた」ものです。

本会としては、法的な権限と責任もない中であっても、率先垂範して組織の自律的監督体制の構築を目指し、良質の登録設備設計事務所を管理、育成するべきと考えております。

(3) 同時に

「地区協会の社会的地位の向上に寄与する」ものでもあります。

地区協会には、制度の活用に関する決定権と登録申請事務所を推薦する権限があります。

そのことは登録にふさわしい事務所として推薦を受けようとする者の、地区協会への加入が絶対条件となり、地区協会の社会的な地位の向

上にも繋がります。

(4) 今後

法に基づく設備設計事務所の知事登録制度を、要望し、実現するには、

「登録制度を求める声が多いこと」

「多くの会員が、本登録制度に参加していること」

など、設備設計事務所登録が強い要望である証が求められます。

地区協会並びに会員各位におかれては、本制度の趣旨をご理解の上、ご活用をお願い致します。

3. 登録要件は

下記を全て満たしていること。

- (1) 設備設計・工事監理を専業とする設備設計事務所
- (2) 建築設備士を管理技術者として置いている。
- (3) 建築設備賠償責任保険制度に加入している。
- (4) 設備設計事務所倫理要綱を順守し、誓約している。
- (5) 地区協会の推薦を受けている。

4. 登録手数料は

登録時及び更新時にそれぞれ、

- (1)登録申請時の登録手数料 50,000円
- (2)更新時の更新手数料 50,000円(5年更新)

また、登録事務所を対象に、事務所の内外へ掲示する登録証(看板)を注文販売致します。

登録証(看板) 10,000円(税込、送料込)

なお、本制度は財務改善を目的とするものではありません。納付された登録料の収支残金は登録事務所の経営及び技術、人事管理等に係る育成支援だけに運用する特別会計として取り扱います。

問合せ先

本登録制度についてのご質問、ご不明な点は逐次、本会までお問合せください。

一般社団法人日本設備設計事務所協会
TEL 03-5276-1381 FAX 03-5276-1390
E-mail jieoa@nifty.com